

フューネットの会

会員規約

第一条 (名称)

本会は(株)フューネットコーポレーションが主宰する「フューネットの会」と称します。

第二条 (所在地)

本会の事務局は、東京都葛飾区南水元2-20-8におきます。

第三条 (目的)

本会は、会員の葬儀における経済的・精神的負担を軽減する事を目的とし、葬儀費用の軽減や会員向け各種サービスを提供し会員ご家族のより豊かで安心の出来る生活を扶助することを目的とする。

第四条 (会員)

入会希望者が、本会の趣旨、規約を承認の上、所定の手続きを完了し、本会が本会員として承認したときに本会員となるものとします。

第五条 (会員有効範囲)

入会申込者とその同居のご家族と一親等以内のご家族が本会特典を利用することができます。

第六条 (入会手続き及び本会員の権利の継承)

本会のゴールド会員の入会申込みは所定の入会申込書に必要事項を記入し、当会に入会金1万円を納付して入会手続きを行うものとし、シルバー会員の入会申込みは所定の入会申込書に必要事項を記入して入会手続きを行うものとします。

本会員が本会員の権利の継承を希望するとき、または本会員が死亡したときは、本会員の権利は登録会員のうち原則として、配偶者もしくは一親等の登録会員に限り無料で継承することができます。

第七条 (会員資格)

所定の手続き終了後、本会の会員カードを以て会員資格証明とします。

第八条 (会員特典)

1. 本会員は、本会の定める諸サービスに加え、今後本会が追加提供する諸サービスも受けることができます。
2. 本会員は、本会の定める諸サービスについて、ご利用時に会員証(会員番号)を明示することにより、会員特典を受けられるものとします。この場合、本会員は、登録会員の諸サービスの利用による一切の支払いについて責任を負うものとします。

第九条 (利用料金)

本会で諸サービスのご利用料金については、ご利用時にその都度お支払いください。

第十条 (会員契約の解除)

本会員が次の各号の1つに該当する場合、当然に会員契約が解除されます。

1. 本会員が死亡した時。(但し、同居の次の世帯主に資格維持する事ができる。)
2. 本会員が本規約に違反した時。
3. 支払いを指定日より延納した時。
4. 本会の名誉、信用を損ない、または秩序を乱した時。
5. その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった時。

第十一条 (退会)

1. 本会員が退会を希望される場合、所定の手続きを行うものとします。
2. 入会金は、退会の場合も含めて返却致しません。

第十二条 (変更事項の届出)

本会員は入会申込書に記載した事項（住所、電話番号、家族構成等）に変更があった場合には、速やかに本会に変更事項を届け出るものとします。尚、本会は本会員がこの届け出を怠った場合に生じた諸サービスを受ける権利の喪失について、一切の責任を負わないものとします。

第十三条 (特例事項)

本規約の改正、並びに本規約の定めない事項については、主宰者がこれを定めます。

第十四条 (事故の責任)

本会員もしくは登録会員が会員規約に基づくサービスを受けている際に突発的な体調急変などにより事故のあった場合、本会はその責任を負わないものとします。

第十五条 (個人情報の利用目的)

本会は、第3条の目的に沿って本会を運営するため、本会員及び登録会員の個人情報を本会の諸サービス、冠婚葬祭のサービスや商品の提供・情報提供、社内業務処理等の業務に利用します。

第十六条 (反社会的勢力の排除)

本会は、本会員が暴力団員等（暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者、又は構成員若しくは準構成員等、その他これらに準ずる者を指します）に該当することが判明した場合には、何らの催告をせず、本会員との間で締結された一切の契約を解除することができるものとします。会員契約が解除された場合においても、入会金は返還されません。

第十七条 (クーリングオフの規定について)

入会申込者は入会申込をした日を含む8日間は、第十八条に規定する「お問い合わせ・ご相談窓口」宛書面にて通知することによりこの加入申込の撤回を行うことができ、その効力は書面（ハガキ・封書）を発送した時から生じます。この場合、入会申込者には一切費用の負担はなく、またすでに支払われている入会金は遅滞なく全額をお返しします。

第十八条 (お問い合わせ・ご相談窓口)

この規約についてのお問い合わせ、ご相談等は次の場所で行っております。

「フューネットの会」事務局
東京都葛飾区南水元2-20-8（株式会社フューネットコーポレーション内）
TEL 0120-8309-52

平成27年10月1日